

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2019 年 5 月 21 日

キリンホールディングス株式会社

2019年5月21日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都中野区中野四丁目10番2号
キリンホールディングス株式会社
代表取締役社長 磯崎 功典

当社は、キリン株式会社（本店所在地：東京都中野区中野四丁目10番2号）との間で2019年1月28日付にて締結した吸収合併契約書に基づき、2019年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、キリン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。本件合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2019年1月28日付吸収合併契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社は、吸収合併消滅会社であるキリン株式会社の発行済株式の全部を保有しているため、本件合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度（自2018年1月1日至2018年12月31日）に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本件合併以外に、該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

本件合併以外の該当事項は以下のとおりです。

- ① 当社は、2019 年 2 月 5 日開催の取締役会において、当社の連結子会社である協和発酵キリン株式会社から、同社の完全子会社である協和発酵バイオ株式会社の株式の 95%を取得することを決議し、同日付で協和発酵キリン株式会社と株式譲渡契約を締結しました。かかる株式譲渡契約に基づき、当社は、2019 年 4 月 24 日に当該株式を取得しました。詳細は別紙 3 のとおりです。
- ② 当社は、2019 年 2 月 14 日開催の取締役会及び同年 3 月 28 日開催の第 180 回定時株主総会において、2018 年 12 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行うことを次のとおり決議しました。

| | |
|-----------|------------------|
| 1 株当たり配当金 | 27.00 円 |
| 配当金総額 | 23,705,969,733 円 |
| 効力発生日 | 2019 年 3 月 29 日 |

- ③ 当社は、当社子会社である Lion Pty Ltd（以下「ライオン」といいます。）の飲料事業部門である Lion-Dairy & Drinks（以下「ライオン飲料事業」といいます。）の譲渡の検討を進める中で、減損損失を計上する見込みとなり、これに伴い当社が 2019 年 2 月 14 日に公表した 2019 年 12 月期の業績予想を修正する旨を 2019 年 4 月 26 日付で公表しました。また、当社及びライオンは、ライオン飲料事業のチーズ事業を Saputo Inc. の連結子会社である Saputo Dairy Australia に譲渡することを決定しました。詳細は別紙 4 のとおりです。
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本件合併の効力発生日以後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。本件合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収合併契約書

キリンホールディングス株式会社（以下「甲」という）とキリン株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり吸収合併に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に基づき吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

第2条（当事会社）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりとする。

① 甲：吸収合併存続会社

商号：キリンホールディングス株式会社

住所：東京都中野区中野四丁目10番2号

② 乙：吸収合併消滅会社

商号：キリン株式会社

住所：東京都中野区中野四丁目10番2号

第3条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2019年7月1日とする。

第4条（合併対価の交付）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価を交付しない。

第5条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日に乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第6条（本契約の承認）

甲は、会社法第796条第2項の簡易合併の規定に基づき、また乙は、会社法第784条第1項の略式合併の規定に基づき、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第7条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、その他必要があるときは、甲乙協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2019年1月28日

甲： 東京都中野区中野四丁目10番2号
キリンホールディングス株式会社
代表取締役社長 磯崎 功典



乙： 東京都中野区中野四丁目10番2号
キリン株式会社
代表取締役社長 磯崎 功典



計算書類

第 6 期

2018年 1月 1日から

2018年12月31日まで

キリン株式会社

計算書類

目次

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

貸借対照表

(2018年 12 月 31 日 現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|---------|---------------|---------|
| (資 産 の 部) | 百万円 | (負 債 の 部) | 百万円 |
| 流 動 資 産 | 82,116 | 流 動 負 債 | 21,025 |
| 現金及び預金 | 1 | 買掛金 | 19 |
| 売掛金 | 946 | リース債務 | 1,865 |
| 商品 | 65 | 未払金 | 4,390 |
| 貯蔵品 | 18 | 未払法人税等 | 174 |
| 短期貸付金 | 62,332 | 未払費用 | 933 |
| 未収収益 | 3,038 | 預り金 | 11,977 |
| 未収入金 | 14,062 | 賞与引当金 | 1,589 |
| 繰延税金資産 | 755 | 役員賞与引当金 | 78 |
| その他 | 900 | その他 | 0 |
| 固 定 資 産 | 135,903 | 固 定 負 債 | 15,563 |
| 有形固定資産 | 8,840 | リース債務 | 4,776 |
| 建物 | 1,747 | 退職給付引当金 | 10,568 |
| 構築物 | 54 | 資産除去債務 | 220 |
| 機械及び装置 | 701 | 負債合計 | 36,589 |
| 車両運搬具 | 0 | (純 資 産 の 部) | 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 1,073 | 株 主 資 本 | 181,430 |
| 土地 | 1,850 | 資 本 金 | 500 |
| リース資産 | 1,895 | 資 本 剰 余 金 | 124,415 |
| 建設仮勘定 | 1,519 | 資 本 準 備 金 | 122 |
| 無形固定資産 | 23,492 | その他資本剰余金 | 124,294 |
| ソフトウェア | 5,870 | 利 益 剰 余 金 | 56,515 |
| リース資産 | 3,916 | 利 益 準 備 金 | 4 |
| ソフトウェア仮勘定 | 13,656 | その他利益剰余金 | 56,511 |
| その他 | 50 | 繰越利益剰余金 | 56,511 |
| 投資その他の資産 | 103,571 | 純 資 産 合 計 | 181,430 |
| 投資有価証券 | 236 | | |
| 関係会社株式 | 97,979 | 負債純資産合計 | 218,019 |
| 差入保証金 | 669 | | |
| 繰延税金資産 | 4,685 | | |
| その他 | 1 | | |
| 資 産 合 計 | 218,019 | | |

※ 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2018年 1月 1日 から
2018年 12月31日 まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------------|--------|---------|
| 営 業 収 益 | | |
| 商 品 売 上 高 | 378 | |
| グ ル ー プ 運 営 収 入 | 28,499 | |
| 関 係 会 社 配 当 金 収 入 | 61,851 | |
| 業 務 受 託 収 入 | 10,573 | 101,303 |
| 営 業 費 用 | | 47,096 |
| 営 業 利 益 | | 54,207 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 37 | |
| そ の 他 | 80 | 117 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 59 | |
| そ の 他 | 46 | 105 |
| 経 常 利 益 | | 54,219 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2 | 2 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 失 | 30 | |
| 災 害 関 連 損 失 | 48 | 78 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 54,143 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | △ 1,212 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △ 1,156 |
| 当 期 純 利 益 | | 56,511 |

株主資本等変動計算書

〔 2018年1月1日から
2018年12月31日まで 〕

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 純資産合計 |
|---------------|------|-------|----------|---------|-------|----------|----------|----------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 2018年1月1日残高 | 500 | 122 | 124,294 | 124,415 | 4 | 55,140 | 55,144 | 180,059 | 180,059 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 55,140 | △ 55,140 | △ 55,140 | △ 55,140 |
| 当期純利益 | | | | | | 56,511 | 56,511 | 56,511 | 56,511 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 1,371 | 1,371 | 1,371 | 1,371 |
| 2018年12月31日残高 | 500 | 122 | 124,294 | 124,415 | 4 | 56,511 | 56,515 | 181,430 | 181,430 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式…………… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法
 - 無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。但し、2018年1月1日以降取得した一部の資産については償却期間を10年としております。

 - リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準
 - 賞与引当金…………… 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 役員賞与引当金…………… 役員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、13年による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、13年による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用
 - キリンホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

| | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 66,338百万円 |
| 長期金銭債権 | 603百万円 |
| 短期金銭債務 | 872百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,531百万円 |
| 3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 | 7百万円 |

損益計算書に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業収益 | 38,958百万円 |
| 営業費用 | 1,660百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 989百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | |
| 当事業年度における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 250,000株 |
| 2. 剰余金の配当に関する事項 | |
| 配当金支払額 | |
| 2018年3月29日開催の第6回定時株主総会決議による配当に関する事項 | |
| ・ 配当金の総額 | 55,140百万円 |
| ・ 1株当たり配当額 | 220,561円34銭 |
| ・ 効力発生日 | 2018年12月27日 |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

| | |
|-------------|-------------------|
| 関係会社株式 | 26,063百万円 |
| 退職給付引当金 | 3,234百万円 |
| 繰延資産減価償却超過額 | 2,062百万円 |
| 賞与引当金 | 564百万円 |
| 棚卸資産評価減 | 120百万円 |
| その他 | 821百万円 |
| 繰延税金資産小計 | <u>32,864百万円</u> |
| 評価性引当額 | <u>△27,405百万円</u> |
| 繰延税金資産合計 | 5,459百万円 |

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

| | |
|-----------|--------------|
| 固定資産圧縮積立金 | △17百万円 |
| 繰延譲渡益 | <u>△0百万円</u> |
| 繰延税金負債合計 | △17百万円 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、当社親会社CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金運用及び資金調達を行っております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券はすべて株式であり、定期的に発行体の財務状況の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------|-------------------|-------------|-------------|
| 短期貸付金 | 62,332 | 62,332 | - |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----------------|-------------------|
| 投資有価証券 非上場株式 | 85 |
| 関係会社株式 | 97,979 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 議決権等の所有又は被所有者割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|----------------|---------|-----------------|-------------------------------------|--------------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 麒麟ホールディングス株式会社 | 東京都中野区 | 被所有 直接 100% | 役員の兼任 経営指導の委託 資金貸借関係 | 資金の貸付 (注1、2) | 58,583 | 短期貸付金 | 62,332 |
| 子会社 | 麒麟麦酒株式会社 | 東京都中野区 | 所有 直接 100% | 役員の兼任 経営指導の受託 社員の出向 出向者の受入 | 経営指導料 (注3) | 21,702 | 未収収益 | 2,362 |
| | | | | | 出向者の 人件費の精算 (注4) | 7,621 | 立替金 | 1,626 |
| | | | | | 受入出向者の 人件費の精算 (注5) | 8,614 | 未払費用 | 1,723 |
| 子会社 | 麒麟ビバレッジ株式会社 | 東京都千代田区 | 所有 直接 100% | 役員の兼任 経営指導の受託 | 経営指導料 (注3) | 5,831 | 未収収益 | 539 |
| 親会社の子会社 | 麒麟ビジネスシステム株式会社 | 東京都中野区 | なし | システム業務の委託 | システム保守・運用業務の委託 (注6、7) | 5,496 | 未払金 | 594 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
3. 経営指導料は業務内容を勘案し、両者協議のうえ決定しております。
4. 麒麟麦酒株式会社への出向者人件費の立替払いであります。
5. 麒麟麦酒株式会社にて立替支給した受入出向者人件費の精算分であります。
6. 麒麟ビジネスシステム株式会社へのシステム保守・運用業務の委託については、形式的には当社と第三者との取引であるものの、実質的には第三者を経由した当社と麒麟ビジネスシステム株式会社との取引による金額です。
7. 取引価格は、市場価格を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------|-------------|
| 1 株当たり純資産額 | 725,720円27銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 226,044円65銭 |

重要な後発事象

(親会社による吸収合併)

当社は2019年1月28日開催の取締役会において、当社を吸収合併消滅会社、親会社である麒麟ホールディングス株式会社を吸収合併存続会社とする合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

吸収合併存続会社

名称 麒麟ホールディングス株式会社

事業の内容 グループの経営戦略策定及び経営管理

(2) 企業結合日

2019年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

会社法第784条第1項に規定する略式合併

(4) 目的

「キリンググループ2016年－2018年中期経営計画」を終えて新たなステージに向かう中、中長期的な観点から、機動的な組織体制を構築し、グループ一体経営をさらに推進するため

事業報告

第 6 期

平成30年 1月 1日から

平成30年12月31日まで

キリン株式会社

事業報告

平成30年 1月 1日から
平成30年12月31日まで

1. 事業の経過及びその成果

当年度における世界経済は、米中貿易摩擦や中国経済の急減速、不透明な欧州の政治情勢、新興国の経済減速等により不確実性が高まりましたが、好調な米国経済が下支えとなり底堅さを維持しました。また、SDGs^{※1}やパリ協定を通じて様々なグローバルな社会課題が明確化され、民間企業の貢献も期待されています。中でも気候変動に関しては地球規模で共通の課題となっています。

わが国では、良好な雇用環境や設備投資ニーズの高まりが追い風となり、日本経済は緩やかに伸長しました。一方、相次ぐ自然災害による製造・物流等の制約や、原油価格・生鮮食品価格の上昇によるコスト高等の景気マイナス要因も見られました。

キリングroupでは、「キリングroup 2016年-2018年中期経営計画」(略称：2016年中計)の最終年度である当年度において、“構造改革によるキリングgroupの再生”の実現に向けて、キリンビール(株)の収益基盤強化を最優先課題として取り組み、成熟が進む国内酒類市場の活性化を図りました。

これらの結果、日本総合飲料事業の当年度の売上収益は、キリンビール(株)の販売数量増加により増収となりました。事業利益^{※2}は、キリンビール(株)の好調を背景に増益となりました。

さらに、長期経営構想「新キリン・グループ・ビジョン 2021」(略称：新 KV2021)の実現に向け策定した「グループ CSV^{※3}コミットメント」に基づき、酒類、飲料の各事業で、CSV 重点課題である“健康”、“地域社会への貢献”、“環境”、“酒類メーカーの責任”の解決に向けた取り組みを一段と前進させました。

※1 持続可能な開発目標のことで、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

※2 売上収益から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除した、事業の経常的な業績を測る利益指標です。

※3 Creating Shared Value の略で、社会課題への取り組みによる“社会的価値の創造”と“経済的価値の創造”の両立により、企業価値向上を実現することです。

| | |
|----------------|---------------|
| 日本総合飲料事業連結売上収益 | 1,082,762 百万円 |
| 日本総合飲料事業連結事業利益 | 80,873 百万円 |
| キリン(株)売上高 | 101,303 百万円 |
| キリン(株)営業利益 | 54,207 百万円 |

キリンビール(株)は、ビール類全体の魅力化に注力するとともに、ブランドを絞り込んだ効率の高いマーケティング活動を実行しました。ビールカテゴリーでは、フラッグシップブランドである「キリン一番搾り生ビール」の販売数量が市場平均前年比を上回り、特に缶製品が好調に推移しました。クラフトビール^{※4}市場の拡大と活性化を目指した「Tap Marché(タップ・マルシェ)」^{※5}は、合計7ブルワリー・19銘柄のラインアップを展開し、累計展開店舗数は全国で約7,000店となりました。新ジャンルカテゴリーでは、3月に発売して以来、過去10年のキリンビール新商品で最大の売上となった^{※6}「本麒麟」の貢献や、5月にリニューアルした「キリンのどごし<生>」の復調等により、ビール類市場が前年比マイナスとなる中、当社のビール類全体の販売数量は前年から増加しました。市場が伸長し続けるRTD^{※7}カテゴリーでは、主力商品である「キリン氷結」が堅調に推移し、「キリン本搾り™チューハイ」や4月に発売した「キリン・ザ・ストロング」が大変好調で、RTD全体の販売数量が前年よりも大きく増加しました。また、洋酒カテゴリーにおいては、「ホワイトホース」等の輸入ウイスキーを中心に売上が前年よりも増加しました。

メルシャン(株)は、ワイン事業の活性化及び事業の収益構造改革を目指し、ワイン各カテゴリーの注カブランドに集中したマーケティング活動を実行しました。注目が高まる日本ワイン市場では、商品ポートフォリオを刷新した「シャトー・メルシャン」の販売が好調に推移しました。また、国内製造ワインでは、主力商品である「おいしい酸化防止剤無添加ワイン」の販売数量が堅調に推移し、輸入ワインではデイリーワインの「フロンテラ」、中価格帯の「カッセルロ・デル・ディアブロ」等、主力ブランドの販売が好調に推移しました。

キリンビバレッジ(株)は、一層強固なブランド体系の構築と事業基盤の強化に取り組みました。基盤ブランドである「キリン午後の紅茶」は、お客様のニーズに対応した「おいしい無糖」が堅調に推移し、3月にリニューアルした「キリン生茶」は、3年連続で販売数量が増加しました。また、4月にリニューアルした「キリンレモン」は年間目標を上方修正し、大変好評をいただきました。一方、コーヒーの「キリンファイア」は、缶コーヒー市場の縮小傾向の影響を受けて販売数量が伸び悩みました。

※4 造り手の顔が見えてそのこだわりが感じられ味の違いや個性を楽しめるビールです。

※5 当社が開発した1台で数種類のビールの提供が可能な小型のディスペンサーを設置することにより、多様なクラフトビールを楽しんでいただくための仕組みです。

※6 発売から7カ月間の累計出荷実績と比較しております。

※7 栓を開けてそのまま飲める低アルコール飲料で、Ready to Drinkの略です。

2. 対処すべき課題

2016年中計では、重要課題として「ビール事業の収益基盤強化」、「低収益事業の再生・再編」に取り組み、基本方針として掲げた“構造改革によるキリングループの再生”を達成しました。

一方、キリングループを取り巻く経営環境に目を向けると、様々な社会課題がグロー

バル化しており、深刻さが増してきています。国内における少子高齢化による様々な影響や医療費の問題のほか、世界では糖分やアルコールに対する厳しい規制も現実味を帯びてきました。不透明、不確実、かつ不安定な時代の中で会社を持続的に成長させていくためには、社会的価値と経済的価値を創出し、社会とともに歩んでいくことが求められます。

こうした環境変化に鑑み、キリングroupは長期経営構想「キリングroup・ビジョン2027」（略称：KV2027）とKV2027の実現に向けた最初の3か年計画として「キリングgroup 2019年-2021年中期経営計画」（略称：2019年中計）を策定しました。

KV2027において、キリングgroupは「食から医にわたる領域で価値を創造し、世界のCSV先進企業となる」ことを目指します。「グループCSVコミットメント」に基づき、CSV重点課題である“健康”、“地域社会・コミュニティへの貢献”、“環境”、“酒類メーカーとしての責任”の解決に、より一層高いレベルで取り組みます。

キリンビール(株)では、「キリン一番搾り生ビール」、「本麒麟」、「淡麗グリーンラベル」をリニューアルし、「キリンのどごしく生」のコミュニケーションを強化するなど、主力ブランドへの集中投資を行います。さらに、クラフトビールでは「Tap Marché(タップ・マルシェ)」の展開店舗数を拡大し、体験の場を広げることで市場の魅力化を図るとともに、日本産ホップ生産の継続に向けた活動を支援します。また、酒税法改正や消費税増税、嗜好の多様化による市場の変化に対応すべく、RTDの「キリン氷結」、「キリン・ザ・ストロング」やノンアルコール・ビールテイスト飲料の「キリン零 ICHI(ゼロイチ)」を中心にブランド力の強化を図ります。

メルシャン(株)では、カテゴリーごとに注力ブランドの選択と集中をさらに進めてブランドの強化を図り、成長性・収益性の高い商品ポートフォリオの構築に取り組みます。「シャトー・メルシャン」については、“3つのワイナリー”を拠点としたCSV活動を強化し、ワイン・ブドウづくりを支える産地・地域の活性化に貢献していきます。

キリンビバレッジ(株)では、成長による利益創出のステージを継続し、「キリン午後紅茶」、「キリン生茶」、「キリンファイア」の基盤ブランドを中心に成長を図ります。また、健康領域の商品展開やグローバル展開等、新たな取り組みを行うほか、持続可能な仕組みづくりに向けて調達・生産・物流等サプライチェーンの強化を進めます。

なお、当社は2019年7月1日付をもってキリンホールディングス株式会社に吸収合併される予定です。

3. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(I) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において、会社法改正に伴い2015年6月22日に改定決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりです。

- (1) 日本総合飲料事業グループの取締役等※及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

※取締役等（取締役、執行役員及びその他の業務執行者を指す。以下同じ。）

当社の取締役は、日本総合飲料事業グループのコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、日本総合飲料事業グループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを日本総合飲料事業グループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社の経営監査部が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社の取締役は、以下の文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともにこれを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ・ 株主総会議事録
- ・ 取締役会議事録
- ・ 経営戦略会議その他重要な会議体の議事録
- ・ 決裁申請書（決裁権限が部門長以上のもの）
- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

- (3) 日本総合飲料事業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社の取締役は、日本総合飲料事業グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、日本総合飲料事業グループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化しこれを日本総合飲料事業グループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社の経営監査部が内部監査を実施する。

- (4) 日本総合飲料事業グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社の取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、日本総合飲料事業グループの取締役等の職務執行における効率性を確保する。

- ・ 日本総合飲料事業グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほか経営戦略会議を組織し、これを審議する。
- ・ 当社に業務執行の責任者となる執行役員を選任する。
- ・ 職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- ・ 日本総合飲料事業グループの事業ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

- (5) 日本総合飲料事業グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）

当社の取締役は、日本総合飲料事業グループの取締役等の職務執行の報告及びその他の業務の適正を確保するために、以下の事項を含む日本総合飲料事業グループに適用されるルール、基準を整備し、これに則った運営を実行する。

- ・ 日本総合飲料事業グループのガバナンス及びモニタリングに関する事項
- ・ 日本総合飲料事業グループにおける内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
- ・ 日本総合飲料事業グループにおける情報伝達体制*に関する事項
- ・ 当社の経営監査部による日本総合飲料事業グループ内部監査に関する事項

* 日本総合飲料事業グループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社の取締役は、当社の監査役の職務を補助する者として、当社の使用人を任命する。

- (7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

- (8) 日本総合飲料事業グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役は、当社監査役監査基準等の定めるところにより当社の監査役があらかじめ指定した事項について、当社の監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- ・ 日本総合飲料事業グループの各社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- ・ 当社の監査役の同意を要する法定事項
- ・ 日本総合飲料事業グループの各社の内部統制システムの整備状況及びその運用状況

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、日本総合飲料事業グループの各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。日本総合飲料事業グループの各社の取締役、監査役及び使用人(当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む。)は、日本総合飲料事業グループの各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができる。

当社の監査役は内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

- (9) 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めたキリングroup共通の規程を、日本総合飲料事業グループの各社に周知した上で適切に運用する。

- (10) 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社の取締役は、当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還手続等の方針について、当社の監査役と協議の上、これを定める。

- (11) その他当社の監査役職務執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役との意見交換会を定期的に開催する。また、当社の取締役は、当社の監査役職務執行の要請に基づき、当社の監査役が日本総合飲料事業グループの各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役職務執行が実効的に行われるための体制を整備する。

(Ⅱ) 内部統制システムの運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

日本総合飲料事業グループは、グループ共通の価値観“One Kirin” Values である「熱意と誠意」“Passion and Integrity”を、日本総合飲料事業グループの各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、キリングroupのコンプライアンスに関する考え方である「キリングroupコンプライアンス・ガイドライン」について、日本総合飲料事業グループ内への周知・教育を実施し、浸透を図っております。

また、キリングroupで定めた内部通報制度に関する規程に基づき、日本総合飲料事業グループ各社にて内部通報制度を整備・運用すると共に、内部通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しています。

(2) 情報保存管理体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しています。

(3) リスクマネジメント体制

当社は、リスクマネジメントの目的、体制及び手法を定めた「リスクマネジメント規程」、「リスクマネジメントシステムマニュアル」及びクライシス発生時の対応に関する手順を定めた「クライシス管理マニュアル」を整備し、日本総合飲料事業グループ各社に周知・運用しています。また、リスク・コンプライアンス委員会（当年度中 計 20 回）を開催し、リスクマネジメントに関する活動内容の振り返り、活動予定についての審議又は報告を行っております。

(4) 効率的職務執行体制

当社は、取締役会規程等に基づき取締役会での決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当年度においては、取締役会を計 10 回開催したほか、所定の事項については経営戦略会議を計 23 回開催し、審議いたしました。また、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っています。なお、当社は、中期経営計画(2016年から2018年まで)及び年度計画に基づき、四半期ごとのモニタリング等を通じて日本総合飲料事業グループ各社の業績管理を実施しました。

(5) グループ内部統制体制

当社取締役会は、当年度の内部統制システムの構築・運用状況について確認しております。

また、当社は、職務権限規程等に基づき、日本総合飲料事業グループ各社のモ

モニタリングに関するルール・基準を整備し、四半期ごとのモニタリングを実施しております。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

該当する事項はありません。

- (7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

該当する事項はありません。

- (8) 日本総合飲料事業グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

日本総合飲料事業グループ各社は、内部通報制度を整備し、その運用状況について、定期的に当社の監査役に報告しております。また、当社は、2015 年度に設置した「キリングroup監査役直通ホットライン」の運用等により、グループ全体における適切な内部通報制度の実現を目指しております。

- (9) 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者の匿名性を保護すること及びその者が不利な扱いを受けることを禁止するための体制を確保することを目的としたキリングroupの内部通報制度に関する規程を、日本総合飲料事業グループの各社に周知・運用しております。

- (10) 当社の監査役の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社取締役会は、当社の監査役の職務執行について生じる費用予算について、監査役監査計画において報告を受け、了承しています。

- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当年度中、当社の代表取締役社長との意見交換会を計4回実施したほか、当年度中に開催された日本総合飲料事業グループの主要事業会社の経営戦略会議に出席しました。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 取引をするにあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で資金の貸付の取引等を行っていますが、貸付金の利率については市場金利等を勘案したうえで、取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。

(2) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社と親会社等との関連当事者との取引については、上記(1)に記載のとおり、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、当社取締役会は、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しています。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当する事項はありません。

以 上

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

事業報告の附属明細書

第 6 期

平成30年 1月 1日から

平成30年12月31日まで

キリン株式会社

事業報告の附属明細書

〔平成30年 1月 1日から
平成30年12月31日まで〕

記載すべき事項はございません。

以 上

監査報告書

平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に基づいて、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。また、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同ロの判断及び理由については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び、会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 31 年 2 月 8 日

キリン株式会社

監査役

石原 其永



監査役

伊藤 彰浩



監査役

奥 田 嘉明



独立監査人の監査報告書

2019年2月8日

キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

金子寛人 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

服部将一 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田真 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キリン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年1月28日開催の取締役会において、会社を吸収合併消滅会社、親会社であるキリンホールディングス社を吸収合併存続会社とする合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

協和発酵バイオ株式会社の株式の取得について

1. 本株式取得の理由

キリンホールディングス株式会社は、2021年に向けた長期経営構想「新キリン・グループ・ビジョン 2021」のもと、酒類・飲料事業と医薬・バイオケミカル事業を中核とするユニークな事業ポートフォリオ、強みである技術力とマーケティング力を活かし、事業を通じた社会課題の解決とお客様への価値提供を両立することにより、社会と共に持続的に成長することを目指してきました。社会課題の解決においては「健康」「地域社会への貢献」「環境」を重点課題と位置づけていますが、特に「健康」への取り組みを通じた新たな価値創造は、グループの成長を牽引する事業の一つになりうると考えています。

キリングroupにおいて医薬・バイオケミカル事業を担う協和発酵キリングroupは、「ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。」という経営理念のもと、医薬事業を核として、バイオケミカル事業等を展開しています。協和発酵バイオは、2008年に協和発酵工業株式会社（現協和発酵キリン）がバイオケミカル事業を新設分割することにより設立され、キリングroupのバイオケミカル事業を担う子会社として、発酵と合成の深く幅広い知見を駆使し、アミノ酸、核酸、ビタミン、ペプチド、合成化合物などの多種多様な製品を国内外に供給し、世界の人々の健康ニーズを満たす製品・サービスを提供してきました。

2017年には、キリンホールディングス株式会社が立ち上げたキリングroup統一ブランド「iMUSE」により、キリン株式会社、小岩井乳業株式会社、及び協和発酵バイオのグループ3社共同研究による「プラズマ乳酸菌」を事業化するなど、相互に協業を進めてきました。このような状況のもと、キリンホールディングス株式会社が将来の成長ドライバーとするべく注力する健康領域事業における更なる協業の可能性につき、協和発酵キリンと協議・検討を進めた結果、協和発酵バイオをキリンホールディングス株式会社の直接の子会社とすることによって、相互の強みや経営資源の更なる有効活用及び健康領域を始めとした事業開発スピードの向上を実現することが可能となり、グループシナジー及び協和発酵バイオの企業価値の最大化につながると判断しました。また、本株式取得により、協和発酵キリンにおいても、新薬開発を中心とした医薬事業に経営資源を集中することで、さらに成長スピードを加速させることが可能となり、ひいてはキリングroupの企業価値最大化につながることから、協和発酵キリンから協和発酵バイオの株式の一部を取得することといたしました。

2. 異動する子会社の概要（2018年12月31日現在）

| | | |
|-----|-----------------|---|
| (1) | 名 称 | 協和発酵バイオ株式会社 |
| (2) | 所 在 地 | 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 南方 健志 |
| (4) | 事 業 内 容 | 医薬・工業用原料、ヘルスケア製品等の研究、開発、製造、販売 |
| (5) | 資 本 金 | 10,000 百万円 |
| (6) | 設 立 年 月 日 | 2008年10月1日 |
| (7) | 大株主及び持株比率 | 協和発酵キリン 100% |
| (8) | 上場会社と当該会社との間の関係 | <p>資本関係</p> <p>キリンホールディングス株式会社は、当該会社の全株式（100%）を保有する協和発酵キリンの株式 50.10%を所有しています。</p> <p>人的関係</p> <p>キリンホールディングス株式会社の従業員6名が当該会社に出向しており、当該会社の従業員6名がキリンホールディングス株式会社に出向しています。</p> <p>取引関係</p> <p>キリンホールディングス株式会社は、当該会社との間で健康食品に係る製造委託を行っています。</p> <p>関連当事者への該当状況</p> <p>当該会社はキリンホールディングス株式会社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。</p> |

| (9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (IFRS) | | | |
|--------------------------------------|------------|------------|------------|
| 決算期 | 2016年12月期 | 2017年12月期 | 2018年12月期 |
| 資産合計 | 131,443百万円 | 130,024百万円 | 130,847百万円 |
| 売上収益 | 81,807百万円 | 81,136百万円 | 78,204百万円 |
| コア営業利益 | 5,556百万円 | 7,189百万円 | 8,128百万円 |

(注1) コア営業利益は、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」、「研究開発費」を控除し、「持分法による投資損益」を加えて算出しております。

3. 株式取得の相手先の概要 (2018年12月31日現在)

| | | | |
|-----------------------------|--|--|--|
| (1) 名称 | 協和発酵キリン株式会社 | | |
| (2) 所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 宮本 昌志 | | |
| (4) 事業内容 | 医療用医薬品の製造・販売を行う事業持株会社 | | |
| (5) 資本金 | 26,745百万円 | | |
| (6) 設立年月日 | 1949年7月1日 | | |
| (7) 資本合計 (連結) | 616,028百万円 (2017年12月期) | | |
| (8) 資産合計 (連結) | 708,295百万円 (2017年12月期) | | |
| (9) 大株主及び持株比率 (2018年12月末時点) | <ul style="list-style-type: none"> ・キリンホールディングス株式会社 50.10% ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6.91% ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 3.47% ・農林中央金庫 1.86% ・ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505001 1.19% ・みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社 1.18% ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) 0.85% ・ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント 0.85% | | |
| (10) 上場会社と当該会社の関係 | 資本関係 | キリンホールディングス株式会社は、当該会社の発行済株式総数の50.10%を保有しています。 | |
| | 人的関係 | キリンホールディングス株式会社の取締役1名が当該会社の取締役を、また、キリンホールディングス株式会社の常勤監査役1名が当該会社の監査役を兼務しています。更に、キリンホールディングス株式会社の従業員17名が当該会社に出向しており、当該会社の従業員11名がキリンホールディングス株式会社に出向しています。 | |
| | 取引関係 | 当該会社はキリンホールディングス株式会社に資金の貸付けを行っています。 | |
| | 関連当事者への該当状況 | 当該会社は、キリンホールディングス株式会社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。 | |

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

| | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 0株 (議決権の数: 0個) (議決権所有割合: 0%) |
| (2) 取得株式数 | 95株 (議決権の数: 95個) |

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| (3) 取得価額 | 約1,280億円 |
| (4) 異動後の所有株式数 | 95株 (議決権の数:95個) (議決権所有割合:95%) |

(注1) 取得価額は、株式取得の実行日までに協和発酵バイオが協和発酵キリンに対して行う剰余金の配当や株式取得実行日が属する月の前月の末日を基準日とする協和発酵バイオの連結純資産の額の状況により、調整が行われます。

(注2) 取得価額は、協和発酵バイオの普通株式の対価であり、アドバイザー費用は含まれていません。アドバイザー費用については、キリンホールディングス株式会社は守秘義務を負っています。

(注3) 協和発酵キリンが継続保有する協和発酵バイオ株式については、株式取得実行時から3年経過した日(ただし、キリンホールディングス株式会社及び協和発酵キリンが別途書面により合意した場合にはその日)以降、協和発酵キリンがキリンホールディングス株式会社に売却する権利を保有しています。

5. 日程

| | |
|-------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2019年2月5日 |
| (2) 契約締結日 | 同上 |
| (3) 株式取得実行日 | 2019年4月24日 |

6. 今後の見通し

本件がキリンホールディングス株式会社の連結業績へ与える影響は軽微です。

以上



2019年4月26日

各 位

| | |
|-----------|--|
| 会 社 名 | キリンホールディングス株式会社 |
| 代 表 者 名 | 代表取締役社長 磯崎 功典 (コード番号 2503) |
| 本 社 所 在 地 | 東京都中野区中野四丁目 10 番 2 号 |
| 問 合 せ 先 | コーポレートコミュニ ケーション部長 堀 伸彦 (03-6837-7015) |

**減損損失の計上、豪州子会社の一部事業譲渡及び
通期連結業績予想の修正に関するお知らせ**

キリンホールディングス株式会社（代表取締役社長：磯崎功典、以下「当社」）は、キリングループのオセアニア総合飲料事業を担う Lion Pty Ltd（以下「ライオン」）の飲料事業部門である Lion-Dairy & Drinks（以下「ライオン飲料事業」）の譲渡の検討を進める中で、下記のとおり減損損失を計上する見込みとなりましたので、お知らせいたします。これに伴い、当社が2019年2月14日に公表した2019年12月期の業績予想を下記のとおり修正いたします。

また、当社及びライオンは、ライオン飲料事業のチーズ事業を Saputo Inc.の連結子会社である Saputo Dairy Australia に譲渡することを決定しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 減損損失の計上及びその内容

2018年9月11日付「当社子会社に関する戦略的選択肢の検討開始について」及び同10月10日付「当社子会社の株式譲渡検討開始に関するお知らせ」に記載のとおり、当社及びライオンは、今後の成長に向けてライオン飲料事業の投資・保有の継続から売却まであらゆる選択肢を検討した後、同事業の成長ポテンシャルを最大化することができる第三者への譲渡が最善であると判断し、株式譲渡の検討を進めてきました。

当社及びライオンは、2019年4月までに受領したライオン飲料事業の売却に関するオファーの状況を踏まえ、2019年4月にライオン飲料事業の公正価値を評価しました。この評価にあたっては、オファー価格の水準と、直近の異常気象が牛乳の乳価と安定供給に与えた影響を反映することとし、当社及びライオンは慎重に検討を重ねた結果、ライオン飲料事業の資産の帳簿価額の評価減を認識するに至りました。

当社連結業績においては、2019年12月期第1四半期にて、減損損失約571億円を計上する予定です。

なお、当該減損損失の計上が、ライオン酒類事業に影響を及ぼすことはありません。

2. 事業譲渡の理由

当社とライオンによる慎重な査定を経て、ライオンは、カナダの大手乳業メーカーである Saputo Inc. の連結子会社である Saputo Dairy Australia との間で、ライオン飲料事業のチーズ事業のみを売却する契約の締結に合意することとなりました。当該契約の成立には、豪州競争・消費者委員会（Australian Competition & Consumer Commission）及び外国投資審査委員会（Foreign Investment Review Board）の承認その他標準的な手続き終了に係る条件を満たす必要がありますが、これらの手続きは 2019 年内に完了する見込みです。

Saputo Inc. の連結子会社である Saputo Dairy Australia に対するチーズ事業の譲渡額は、約 224 億円^(注1)（約 280 百万豪ドル）であり、決済方法は未定です。

なお、当社及びライオンは、チーズ事業を除くライオン飲料事業の譲渡について、複数の選択肢を考慮して引き続き交渉を進めていますが、現時点で決定した内容はありません。今後、開示すべき事実が決定した場合は、速やかに公表いたします。

（注1）1 豪ドル=80.00 円の場合

3. 事業譲渡の概要

（1）事業譲渡部門の内容

ライオン飲料事業の傘下にあるチーズ事業



（2）事業譲渡部門の経営成績、資産及び負債の項目及び金額

経営成績、資産及び負債については、事業譲渡の対象部門のみでは算出しておりません。

（3）事業譲渡子会社の概要

| | | | |
|-----|----------------------------|--|--------------------------------------|
| (1) | 名 称 | Lion Dairy and Drinks Pty Ltd | |
| (2) | 所 在 地 | オーストラリア ビクトリア州 メルボルン | |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | Managing Director: Kathy Karabatsas | |
| (4) | 事 業 内 容 | オセアニアにおける乳製品、飲料等の製造、販売 | |
| (5) | 資 本 金 | 約 552 百万豪ドル（約 442 億円 ^(注1) ） | |
| (6) | 設 立 年 月 日 | 1991 年（National Foods Limited として設立） | |
| (7) | 大株主及び持株比率 | Lion Pty Ltd 100% | |
| (8) | 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係 | 資 本 関 係 | 100%子会社（100%子会社であるライオンの 100%子会社）です。 |
| | | 人 的 関 係 | 直接の人的関係はありません（当該事業の親会社であるライオンへの取締役派遣 |

| | | |
|--|------|--|
| | | 等の人的関係があります)。 |
| | 取引関係 | 直接の取引関係はありません(当該事業の親会社であるライオンに対し、経営指導・管理に係る役務提供を行っています)。 |

(4) 相手先の概要

| | | |
|--------------------------------|------------------------------------|--|
| (1) 名 称 | Saputo Dairy Australia Pty Limited | |
| (2) 所 在 地 | オーストラリア ビクトリア州 アランズフォード | |
| (3) 事 業 内 容 | オーストラリアにおける乳製品の製造、販売 | |
| (4) 設 立 年 月 日 | 2013年 | |
| (5) 大株主及び持株比率 | Saputo Inc. 100% | |
| (6) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係 | 資 本 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 |
| | 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 |
| | 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| | 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 |

(注2) Saputo Dairy Australia Pty Limited は非上場会社につき、会社情報の一部を非公表としております。

(5) 日程

| | |
|-------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2019年4月26日 |
| (2) 契約締結日 | 2019年4月26日 |

(注3) 事業譲渡期日は未定です。

4. 業績予想の修正

(1) 2019年12月期(2019年1月1日～2019年12月31日)の連結業績予想の修正内容は、下記のとおりです。

| | 売上収益 | 事業利益 | 税引前利益 | 当期利益 | 親会社の所有者に帰属する当期利益 | 基本的 1株当たり 当期利益 |
|---------------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|----------------------|
| 前回発表予想(A) | 百万円 2,000,000 | 百万円 190,000 | 百万円 190,000 | 百万円 139,000 | 百万円 120,000 | 円 銭 136.67 |
| 今回修正予想(B) | 2,000,000 | 190,000 | 132,900 | 81,900 | 62,900 | 71.64 |
| 増減額(B-A) | - | - | △57,100 | △57,100 | △57,100 | - |
| 増減率(%) | - | - | △30.1 | △41.1 | △47.6 | - |
| (参考)前期連結実績 (2018年12月期) | 1,930,522 | 199,327 | 246,852 | 195,211 | 164,202 | 183.57 |

(2) 修正の理由

上述のとおり、ライオン飲料事業の資産価値の再評価による減損損失の計上により、税引前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益が減少する見込みです。

なお、当社は現在、ライオン飲料事業の一部売却に係る影響を精査中です。本件の今後の見通しについて、開示すべき事実が決定した場合には速やかに公表いたします。

5. その他

配当は、平準化EPS^(注4)に対する連結配当性向40%以上を目途としていますが、減損損失見込み額約571億円は「その他の営業費用」として計上されるため、平準化EPSへの影響はありません。そのため、配当予想(中間配当31.5円、年間配当63.0円)に変更はありません。

(注4) 平準化EPS = 平準化当期利益 / 期中平均株式数

平準化当期利益 = 親会社の所有者に帰属する当期利益 ± 税金等調整後その他の営業収益・費用等

以上